

会計制度における実質優先性の位置づけ

中山 重穂

はじめに

対外投資の活発化、企業の営業活動および資金調達活動の国際化に伴い、会計基準の国際的統一へのニーズとそのニーズに合わせた会計基準の国際的な収斂とがますます加速している。このような収斂が推進されれば、国家あるいは地域共同体の枠組みにとらわれない、グローバルな会計情報の提供が可能となり、投資資金の効率的な配分の一助になると考えられている。企業活動の国際化とともに、企業の営業活動や財務活動の複雑化、専門化も進展しているが、複雑化、専門化する企業取引を財務諸表に会計情報として適切に反映させるべく、会計ルールの整備が進められている。

しかし、そういった会計基準設定主体の対応にもかかわらず、さまざまな問題が発生している。

まず、将来、生じるであろう会計ルールの不備や未対応の領域を事前に発見することは事実上不可能であり、会計ルールの整備は、その性格上、新たに発生した企業取引への事後的な対応となることが多い。また、複雑な企業取引に対する網羅的な会計ルールの整備が進展した結果、会計規制が過度に詳細化されたため、企業が負う会計情報作成コストの増加、難解な会計ルールへの理解など会計規制における過負荷問題

が発生している。さらにこれらの結果、会計ルールの未整備を逆にとることや詳細化した会計基準の網目のすり抜けを目的として、複雑で専門的な仕組みの企業取引が考案されたり、違法とはいえないまでも会計ルール本来の精神に反する会計処理方法が採られるようになった。

そして、このような脱法行為の一手段として、取引自体のもつ法的形式や物理的形式から生じるはずの経済的帰結と実際に生じる経済的実質が一致しない取引が考案されるようになった。特別目的事業体を利用した特殊な取引などがそれである。このような形式と実質が乖離した新たな形体の取引に対して会計ルールが未対応であった結果、取引のもつ経済的実質を適切に表現しない会計情報が作成されることとなり、財務諸表の有用性が低下するという問題が発生した。

そこで、上記のような問題を解決すべく、概念フレームワークの整理、構築、原則にもとづく簡潔な会計基準設定、金融商品など新たな取引に対応する包括的な会計基準や厳格な監査制度の整備など、会計制度改革が世界規模で急速に進められている。

これらの会計制度改革における課題のひとつとして、複雑化した企業取引のもつ経済的実質を財務諸表へといかに適切に表現するかというものがある。リース会計基準、

連結会計基準などいずれも経済的実質を財務諸表へとより適切に表現することを目的として整備されたものである。その一方で、例えば、研究開発費の発生時費用処理や自己創設のれんのオフバランスなど、経済的実質の財務諸表への反映を測定可能性などの観点から放棄しているケースもある。

会計の対象となる事象の経済的実質を強調した会計制度を整備することによって、会計情報や会計情報利用者にとどのような影響が生じるのであろうか。また、どの程度、経済的実質を優先すべきなのであろうか。本稿では、会計事象の経済的実質を会計情報として表現するという課題に着目し、その第1段階として、会計情報への経済的実質の反映を要請する実質優先性の会計制度における位置づけについて考察する。

以下においては、まず、実質優先性の意義および特性を整理する。次に実質優先性の国内外の会計制度における位置づけを公的な性格をもつ文献を中心に検討する。そして最後に結論と今後の課題を示す。

1 実質優先性の意義

(1) 単一事象に対する実質優先性の適用

一般に、法律上の形式に代表される、ある一定の形式（以下、法的形式）を備える事象と、その事象からもたらされる経済的な帰結、いわゆる経済的実質は特定の対応関係をもつと考えられる。換言すれば、事象のもつ法的形式から予想される経済的帰結と当該事象が実際に備える経済的実質は一致するものと考えられる。例えば、設備資産を所有する（という法的形式を備える）

結果、保有資産の増加や所有状況に応じた当該資産の価値減少の発生（という経済的実質）が生じる、といった対応関係が予想され、設備資産を所有しない（という法的形式を備えている）結果、資産の増加や価値減少の発生（という経済的実質）は生じない、といった対応関係が予想される。

このため、ある特定の法的形式をもつ事象は共通の経済的実質を備えるものとみなされ、多くの場合、法的形式が、会計基準の適用対象となる会計事象の分類基準や会計事象への会計基準の適用要件として利用されている¹⁾。すなわち、会計事象のもつ経済的実質の代替として法的形式を利用して会計処理方法を選択しても、当該事象のもつ経済的実質を適切に表現した会計情報の作成が可能であることが前提とされている。

しかし、会計事象のもつ法的形式にもとづき会計処理方法を選択しても、当該事象の備える経済的実質を会計情報へと適切に表現できない場合がある。このような状況は、会計事象の法的形式から一般的に予想される経済的帰結と当該事象が実際にもつ経済的実質が相違する場合に生じる。このようなケースを法的形式と経済的実質が相違する場合とよぶことにする。

会計事象のもつ法的形式と経済的実質が相違する場合、どちらを重視して会計処理方法を選択すべきであろうか。会計理論上、会計事象のもつ経済的実質が反映されていない会計情報は会計情報利用者の経済的意思決定を誤導すると考えられるため、法的形式と経済的実質が相違する場合には、法

1) この理由としては、上述のように一定の法的形式をもつ会計事象は特定の経済的実質を備えているとみなせるため、会計事象のもつ法的形式と経済的実質のいずれにもとづいても、作成される会計情報の有用性に相違がないこと、および法的形式を利用すれば分類基準や適用要件の客観性が保たれることなどが考えられる。

的形式よりも経済的実質を優先（substance over form）すべきであるとされている。このように経済的実質を優先すべしという規範的概念は、実質優先主義、実質優先性、実質優先の原則などとよばれている（以下、実質優先性）。実質優先性に従えば、会計事象のもつ法的形式と経済的実質に相違が生じた場合には、経済的実質を会計情報へと適切に表現可能な会計処理方法を選択しなくてはならない。

（2）複数事象に対する実質優先性の適用

ここでは複数の会計事象と実質優先性の関係について考察する。

上述のように一般論としては、あるふたつの会計事象の備える法的形式が同一であれば経済的実質も同一であり、法的形式が相違すれば経済的実質も相違するはずである。したがって、このような場合に、法的形式が同一であるふたつの会計事象に同一の会計処理方法を適用し、法的形式が相違する事象にはそれぞれに適した別々の会計処理方法を適用することはごく当然の選択といえるだろう。

それでは次に、ふたつの会計事象の法的形式は同一であるが、両者の経済的実質が相違する場合を考えてみよう。等しい事象には同一の、相違する事象には別々の会計処理方法を適用することが適当であるとすれば、会計事象のもつ法的形式と経済的実質のどちらを優先すべきであろうか。このような場合、どちらかの会計事象の備える

法的形式と経済的実質が相違していると考えられるので²⁾、実質優先性に則って経済的実質を優先し、当該事象にはそれぞれに適した別々の会計処理方法を適用することになる。また、ふたつの会計事象の法的形式は相違するが、両者の経済的実質が同一な場合においても、経済的実質を優先して同一の会計処理方法を適用することが妥当といえる³⁾。

2 国外における実質優先性

このような実質優先性の思考は、極めて規範的な概念であるが、会計実務を通じて醸成され、今日に至ったと考えられている⁴⁾。

実質優先性は、財務報告あるいは財務諸表の作成における重要な特性とみなされるため、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）や国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）などによって作成された各種ステートメントにおいて数多く言及されている。ここでは、国外で公表された公的な文献における実質優先性の位置づけについて時系列的に整理、検討する。

（1）1970年APBステートメント第4号

実質優先性が初めて公的な文献に登場したのは、1970年10月に米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：以下、AICPA）が公表した会計原則審

2) 組み合わせとしては、双方の事象において、備える法的形式と経済的実質が相違する場合も考えられるが、そのような組み合わせが現実として問題となるケースは稀であろう。

3) ただし、この場合においては、ふたつの会計事象間で法的形式が相違するのであって、理論上、個々の事象のもつ法的形式と経済的実質が相違していない場合もありうる。このため、実質優先性の適用範囲といえるかは明確ではない。いずれかの事象のもつ法的形式と経済的実質が相違している場合は実質優先性の適用範囲であるが、両方の事象のもつ法的形式と経済的実質が相違していない場合は実質優先性の適用範囲ではないと考えられるためである。

4) Rutherford [1988], p.5.

議会 (Accounting Principles Board : 以下, APB) ステートメント第4号『営利企業の財務諸表における基礎概念および会計原則 (Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises)』においてであるとされる⁵⁾。同ステートメントでは, 13項目の財務会計の基礎的特性 (basic feature) のひとつとして実質優先性が示されている⁶⁾。

そこでは, 実質優先性に関して, 「財務会計は, 法的形式が経済的実質と異なり, 法的形式のもとで異なる会計処理が提示されたとしても, 事象の経済的実質を重要視する⁷⁾」と述べている。さらに, 「通常, 会計処理される事象の経済的実質は法的形式と一致する。しかし, 時として, 実質と形式が一致しないことがある。会計担当者は, 提供する情報が対象となった経済活動をよりよく表現するために, 事象の形式よりも実質を重要視する⁸⁾」との補足がある。すなわち, 特定の事象を会計の対象とするにあたって, 法的要件の充足などの形式を満たしても, 経済的実質が一般的に想定されるものと異なる場合には, 経済的実質を優先して会計処理をすべきことが主張される。そして, 経済的実質を優先することによって作成された財務諸表は, 企業活動をより適切に表現すると考えられている。

実質優先性がそのうちのひとつであるとされる財務会計の基礎的特性とは, 財務会計プロセスにおける環境的な特徴 (environmental characteristic) から蒸留され

るもので, 公表当時における一般に認められた会計原則の根底にあるものとされている⁹⁾。また, 「本ステートメントは, 主として記述的であり, 規範的ではない。すでにほとんどが認められた考え方を確認し, 整理するものである¹⁰⁾」と, 自らの位置づけを示している。

これらのことから, APBステートメント第4号が公表される以前から, 会計基準設定主体の想定よりも企業活動が多様化, 複雑化しており, 会計事象の法的形式と経済的実質が乖離するケースが問題となっていたことがうかがえる。そのため, 同ステートメントにおいては, 会計実務で会計処理方法の選択規準としてすでに一般化されていた実質優先性への言及がなされたものと推察できる。

(2) 1973年AICPA『財務諸表の目的』

APBステートメント第4号にみられた実質優先性への見解は, 1973年10月に同じくAICPAより公表された『財務諸表の目的 (Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements : Objectives of Financial Statements)』いわゆるトゥルーブラッド (Trueblood) 委員会報告書において引き継がれている。同報告書では, 7項目の質的特徴 (qualitative characteristic) のひとつとして実質優先性が取り上げられている¹¹⁾。ここでいう質的特徴とは, 経済的意思決定に役立つ情報の提供という財務諸表の基本目的を果たす上で, 財務諸表などによって

5) Rutherford [1988], p.5.

6) AICPA [1970], para.25.

7) AICPA [1970], para.127.

8) AICPA [1970], para.127.

9) AICPA [1970], para.114.

10) AICPA [1970], para.3.

11) AICPA [1973], p.57.

提供される情報が情報利用者の要求を満たすために有することが求められる性質である¹²⁾。なお、同報告書では、実質優先性 (substance over form) ではなく、形式と実質 (form and substance) という名称が用いられている。

曰く、「情報提供のガイドラインは、形式ではなく実質にもとづくべきである。当グループは、定義と目的の策定にあたって、この原則に従ってきた。例えば、収益獲得サイクル (earnings cycle) は、現金授受が実際にあったことよりも、現金授受の確度が高くなったことという観点から定義されている。このような定義は、実際の現金授受よりもむしろキャッシュフローの生じる可能性に関する実質的な情報を強調することになる。同様に、犠牲と給付という実現テストにおいても販売のような形式的な事象よりもむしろ可能性を強調している。資産の定義においてもまた、所有権という形式よりも将来の収益獲得という実質的問題に着目している。法的な形式や技術的な形式ではなく実質的な経済的特徴にもとづいて取引その他の事象は会計処理されるべきである。例えば、このように法的形式を下位に捉えた場合、関連会社間取引の会計処理は影響を受けるだろう¹³⁾」。くわえて、「あらゆるケースにおいて、杓子定規な形式よりも経済的実質が強調されてこそ、情報の有用性がより高まるのである¹⁴⁾」とされている。

本報告書においても、APB ステートメント第4号と同様に実質優先性への言及がなされ、有用な財務諸表を作成する上で必要

な質的特徴とされている。なお、この財務諸表の質的特徴と類似するものとして、同ステートメントでは、財務会計が有すると考えられる質的目的 (qualitative objective) として目的適合性、比較可能性などが示されたものの、実質優先性は含まれていなかった¹⁵⁾。それが、3年後に公表された本報告書では、目的適合性や信頼性と並んで実質優先性が財務諸表の質的特徴に含められているという相違がみられる。

全体として、APB ステートメント第4号は会計実務において一般に認められた会計原則を記述的に説明することを目的としていたが、本報告書は規範的な色合いが濃くなっている。引用にもあるように、収益認識や資産の定義においても実質優先性が反映されており、会計ルールの構築にあたって規範的な役割を担っていたことがうかがえる。

(3) 1980年FASB概念ステートメント 第2号

1980年5月にFASBから財務会計諸概念に関するステートメント第2号『会計情報の質的特徴 (Qualitative Characteristics of Accounting Information)』が公表された。

同ステートメントで示される会計の特性の階層構造では、会計情報の意思決定有用性に固有の基本的特性として目的適合性と信頼性のふたつが示され、目的適合性を支える要素として予測価値、フィードバック価値、および適時性を、信頼性を支える要素として検証可能性、表現の忠実性、および中立性をそれぞれ列挙しているが、実質

12) AICPA [1973], p.57.

13) AICPA [1973], p.57.

14) AICPA [1973], p.60.

15) AICPA [1970], paras.85-113.

優先性は含まれていない¹⁶⁾。その理由として、「実質優先性もまた支持された概念の一つではあったが、いまさら必要がないという理由から階層構造図には含まれていない。信頼性の特性、とくに表現の忠実性の特性には、実質よりも形式を優先する会計上の表現が入り込む余地がほとんどない。いずれにせよ、実質優先性は、正確に定義できないかなり漠然とした概念である¹⁷⁾」との見解が示されている。つまり、「ある測定値または記述と、それらが表現しようとする現象とが対応または一致すること¹⁸⁾」と定義される表現の忠実性の枠内に実質優先性の意味するところは包摂されているとみなされるため、実質優先性をわざわざ独立した特性として取り扱う必要がないとみなされている。したがって、実質優先性がFASBの概念フレームワークに明示的に含まれていないことは、実質優先の思考そのものが否定されたためではなく、実質優先性が表現の忠実性に内包され、継承されているためであると考えられる。

(4) 1989年IASBフレームワーク

一方、国際会計の分野において、実質優先性はどのように位置づけられているのであろうか。1989年7月に国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下, IASC) が公表した『財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク (Framework for the Preparation and

Presentation of Financial Statements)』において、実質優先性は信頼性を構成する情報の特徴のひとつである表現の忠実性を確保するための条件として取り上げられている¹⁹⁾。すなわち、質的特徴の階層構造において、実質優先性は表現の忠実性の、表現の忠実性は信頼性の、それぞれ、下位概念として位置づけられている。

表現の忠実性の確保に必要な実質優先性については、「情報が表示しようとする取引その他の事象を忠実に表現するためには、取引その他の事象は、単に法的形式に従うのではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理され表示されることが必要である。取引又はその他の事象の実質は、その法的形式又は考案された形式から明らかにされる内容と必ずしも一致するとは限らない²⁰⁾」と述べられている。

同フレームワークにおいては、表現の忠実性を確保するための必要条件として、実質優先性のみ言及し、実質優先性以外の項目は取り上げられていない。このため、表現の忠実性を確保する上で実質優先性が必要十分条件であると解釈できる。しかし、このように解釈した場合、表現の忠実性と実質優先性を区別する理由が不明となる。一方、実質優先性は表現の忠実性を確保するための一例に過ぎず、実質優先性のみが条件ではないと解釈することもできる。しかし、この場合、他にどのような条件があるのかが不明となる。同フレームワークで

16) FASB [1980], para.32, figure 1 (平松・広瀬 [2002], 76-77頁).

17) FASB [1980], para.160 (平松・広瀬 [2002], 137頁).

18) FASB [1980], para.63 (平松・広瀬 [2002], 92頁).

19) IASC [1989], para.35 (広瀬・間島 [1999], 66頁). 同フレームワークでは財務諸表の質的特徴として理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性が示され、信頼性を構成する情報の特徴として表現の忠実性、中立性、完全性が示されている。IASC [1989], paras.24-38 (広瀬・間島 [1999], 58-69頁). なお、このフレームワークは2001年にIASBによって承認、継承されている。

20) IASC [1989], para.35 (広瀬・間島 [1999], 66頁).

は、表現の忠実性と実質優先性の関係は必ずしも明確に示されていないといえる。

このような問題はあるものの、同フレームワークにおける実質優先性の取り扱い、概念階層に組み込んでいる点でFASBによるものと異なるが、表現の忠実性を確保する上で必要な条件であるとの見解を示している点では共通している。

(5) 2006年IASB・FASB共同概念 フレームワーク

2006年7月、IASBとFASBは共同概念フレームワークの第1草案『予備的見解：財務報告の概念フレームワーク—財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特徴 (Preliminary Views: Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information)』を公表した。この草案は、両審議会の公表する概念フレームワークの相違点、不完全性、陳腐化を改善し、最終的にはコンバージェンスの達成を目指し、公表されたものである。同草案では、意思決定に有用な財務報告の質的特徴として、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解可能性を示している²¹⁾。

そこにおいて表現の忠実性は、「投資、与信、および類似する資源配分の意思決定において有用であるために、情報は、表現しようとする現実世界の経済現象の忠実な表現でなくてはならない。財務報告において表現される現象は、経済的資源と債務お

よびそれらを変化させる取引その他の事象と状況である。これらの経済現象を忠実に表現するために、情報は、検証可能で、中立で、完全でなくてはならない²²⁾」と説明されている。ここにおいて、表現の忠実性を支える質的特徴として検証可能性、中立性、および完全性が示されているが、実質優先性は示されていない。

その理由として、「情報が、稀に法的形式と異なるが多くの場合に一致する、取引その他の事象の経済的実質を示すことができなければ、当該情報は経済現象についての表現の忠実性を有すことにならない。したがって、形式のために実質を無視した情報において、表現の忠実性は成立しないため、しばしば実質優先性と呼ばれる項目を独立した質的特徴として取り入れる必要性はない²³⁾」との、さらには、「表現の忠実性という質的特徴は、財務報告書が、(特定の取引などのような)経済現象の単なる法的形式よりも実質を表現することの保証も含意している²⁴⁾」との見解が述べられている。

これにより、IASB側では、IASBによる概念フレームワークを継承していたために不明確であった表現の忠実性と実質優先性の関係が改められ、FASB概念ステートメント第2号で示された見解と同様に、実質優先性は、表現の忠実性を確保するための要件としてわざわざ言及する必要のない、表現の忠実性に備わる自明の特徴であるとの見解が示されることとなった²⁵⁾。

21) FASB [2006] , p.23.

22) FASB [2006] , p.25.

23) FASB [2006] , p.25.

24) FASB [2006] , p.41.

25) したがって、表現の忠実性の要件とされている検証可能性、中立性、および完全性は表現の忠実性それ自体には内包されていない質的特徴といえる。

3 日本における実質優先性

(1) 実質優先性の位置づけ

国外では、多くの公的な文献において実質優先性への言及が観察された。一方、国内をみると、企業会計原則やその他会計基準における実質優先性に対する個別的な言及は、後ほど取り上げる文献の公表以前においては、みあたらなかった。しかし、会計基準や会計実務における実質優先性の適用事例がないわけではなく、会計基準や会計処理方法において適用されている。

例えば、『リース取引に係る会計基準に関する意見書』においては、「リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従って、賃貸借取引として処理されている。しかしながら、リース取引の中には、その経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものがかなり増加してきている。かかるリース取引について、これを賃貸借取引として処理することはその取引実態を財務諸表に的確に反映するものとはいいがいたく²⁶⁾」と特定のリース取引を賃貸借取引とみなすことが不合理であることを実質優先性を根拠として説明している。これは実質優先性が国内の会計基準に反映されている一例といえるだろう。この他にも実質優先性が反映されている例として、法的な形式上は別個の会社として独立している親子会社が、企業集団として連動して経営を行っていることから、経済的実質の観点からすれば単一の企業体とみな

せることを根拠して適用される連結会計基準がある。

このように会計基準における実質優先性の適用が観察されるにもかかわらず、国外における概念フレームワークのような実質優先性への個別的な言及はみあたらない。かかる点については次のような指摘がある。「法律的形式の優先を当然視する考え方が、公認会計士や会計学者はともかくとして、企業の会計担当者の中で根強いのかもしれない。また、公認会計士や会計学者としても、『適法性』の問題を簡単に片付けるわけにはいかない。したがって、日本では、『形式よりは実質を』を、公理的なものとして、当然のこのように受け入れるのでは議論がすれ違ってしまうことになる²⁷⁾」との指摘がある。つまり、英国における「真実且つ公正な概観」のような法規からの離脱を認める離脱規定をもたないという法制度的背景から、法的形式よりも経済的実質を優先する実質優先性は会計基準においても会計実務においても馴染みにくかったためであると考えられる²⁸⁾。

(2) 2006年ASBJ概念フレームワーク

上記のような背景もあって、国内においては、実質優先性を何らかのかたちで取り上げ、言及した公的な文献がなかった。そのような中、2006年12月に企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：以下、ASBJ）によって公表された『討議資料・財務会計の概念フレームワーク』

26) 『リース取引に係る会計基準』リース取引に係る会計基準に関する意見書一。

27) 中島 [1980], 14-15頁。

28) この点については、「会計の職能が、企業の経営活動を忠実に把握し、その結果を利害関係者に対し適切な報告をすることにある以上、公式の文書のあるなしにかかわらず、経済実質に重点を置いて会計上の取り扱いをしなければならない」と、実質優先性は、明文化はされていないものの、暗黙のうちに承認されている会計規範であるとする見解もある。企業監査事例研究会 [1986], 87頁。

において実質優先性への言及がみられた。

同フレームワークでは、会計情報の基本的特性である意思決定有用性を支える特性として、意思決定との関連性と信頼性が示され²⁹⁾、そのうちの信頼性を支える特性として中立性、検証可能性、表現の忠実性などが列挙されている³⁰⁾。また、会計情報が有用であるための一般的な制約条件となる特性として内的整合性と比較可能性が示されている³¹⁾。

結論からいえば、ASBJの構想する概念フレームワークにおいて、実質優先性は表現の忠実性および比較可能性に備わる特性であるとの見解が示されている。以下、この点について確認する。

まず、討議資料において、表現の忠実性については、「企業が直面した事実を会計データの形で表現しようとする際、もともと多様な事実を少数の会計上の項目へと分類しなければならない。しかし、その分類規準に解釈の余地が残されている場合は、分類結果を信頼できない事態も起こり得る。このような事態を避けるため、事実と会計上の分類項目との明確な対応関係が求められる³²⁾」と説明され、表現の忠実性と実質優先性の関係については語られていない。

それでは、実質優先性への言及はどのようなかたちでなされるのであろうか。討議資料では比較可能性との関連で実質優先性への言及がみられる。

「比較可能性とは、同一企業の会計情報を時系列で比較する場合、あるいは、同一

時点の会計情報を企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するものである。そのためには、同様の事実（対象）には同一の会計処理が適用され、異なる事実（対象）には異なる会計処理が適用されることにより、会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できる³³⁾」ことが要請される。したがって、事実の異同を判断するにあたって何らかの規準が必要となる。そこで、討議資料では、「比較可能性は必ずしも、形式基準を求めるものでも、画一的な会計処理を求めるものでもない。事実の差異が会計情報の利用者の比較にとって必要であり、それを知ることが利用者の意思決定に役立つのであれば、その差異に応じて、異なる会計処理（方法）が必要とされる³⁴⁾」と、比較可能性が確保されることによって会計情報の有用性がより高くなるのであるならば、判断規準として、法的形式ではなく、実質優先性を適用すべきことを暗に示唆している。したがって、実質優先性は比較可能性を確保するための必要条件と考えられよう。

また、討議資料で示される概念フレームワークの本文中ではないが、「結論の根拠と説明背景」においても、「会計情報が比較可能であるためには、実質が同じ、すなわち、企業の将来キャッシュフロー（の金額、タイミング、不確実性）が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には

29) ASBJ [2006], 8頁.

30) ASBJ [2006], 9頁.

31) ASBJ [2006], 9-10頁.

32) ASBJ [2006], 9頁.

33) ASBJ [2006], 10頁.

34) ASBJ [2006], 10頁.

同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならない³⁵⁾」とされ、比較可能であるための条件として、実質優先性の確保が必要であるとの見解が示されている。

さらに、同じく「結論の根拠と説明背景」において、「この比較可能性は、しばしば形式と実質が分離している2種類の状況をめぐって議論されてきた³⁶⁾」と、ふたつのケースが検討されている³⁷⁾。まず、ふたつの取引（企業活動）の法的形式が異なっているが、経済的実質が同じというケースでは、両方の取引に同じ会計処理方法が適用されるが、これは実質優先性に従ったものであり、比較可能性からも表現の忠実性からも要請されることになる³⁸⁾。したがって、この部分で比較可能性と表現の忠実性が重複しており³⁹⁾、実質優先性は比較可能性と表現の忠実性の両方にかかわる特性であることになる。次に、ふたつの取引（企業活動）の法的形式が同じであるものの、経済的実質が異なるケースでは、両者の経済的実質の相違を明らかにし、比較可能になるよう、それぞれ異なる会計処理方法が適用されなければならない⁴⁰⁾。ただし、このような会計処理方法の適用は、「表現の忠実性に包摂されているか否かが必ずしも明確ではないと考えられる⁴¹⁾」ため、討議資料において、実質優先性は、表現の忠実性とは異なり、比較可能性と関連させて言及

されている。すなわち、ASBJの構想する概念フレームワークにおいて、実質優先性は、IASBとFASBの共同概念フレームワークのように表現の忠実性ではなく、会計情報が有用であるための一般的な制約条件となる比較可能性に包摂される特性として位置づけられている。これはASBJの考える実質優先性の特性が、表現の忠実性とかかわる部分があるものの、その全体はむしろ比較可能性に包摂されるとみなしているゆえであると考えられる。

4 むすびにかえて一小括

本稿で確認された限り、実質優先性は、1970年に公表されたAPBステートメント第4号において、公的な文献内で初めて個別的に言及された。そしてそれ以来、依然として会計情報を作成する上で必要な特性となっている。

本稿では、会計情報の作成にあたって必要な特性としての実質優先性の位置づけが、時の経過とともに、独立した特性から、他の特性を支える下位の特性へと、そして他の特性に包摂される、明示する必要のない自明の特性へと変化していることが確認された。

しかし、このことは実質優先性が不要になりつつあるとか、重要性が低下したことを意味するものではない。実質優先の思考は各々の概念フレームワークにおいて、他

35) ASBJ [2006], 12頁.

36) ASBJ [2006], 12頁.

37) ASBJ [2006], 12-13頁. ASBJ [2006] では、「形式」、「実質」とされているが、本稿では引用部分以外は「法的形式」、「経済的実質」と統一表記する。

38) ASBJ [2006], 12頁.

39) ASBJ [2006], 12頁.

40) ASBJ [2006], 12-13頁.

41) ASBJ [2006], 13頁. このような見解の理由については記されていないが、経済的実質に厳密に則った会計処理方法を採用することが、必ずしも「事実と会計上の分類項目との明確な対応関係を求められる」という表現の忠実性の趣旨にそぐわない場合があるためと推察される。

の特性を支える重要な特性として位置づけられていることが確認されている。また、明示される必要のない自明の特性ということは、裏を返せば、わざわざ確認するまでもない、コンセンサスを得た不可欠な特性であるとも解せよう。

実質優先性は、IASBの概念フレームワークにおいてははまだ明文化されているものの、FASB概念フレームワークおよびFASBとIASBによる共同概念フレームワーク草案においては会計情報の主要な質的特徴として明示されていない。近い将来において、両審議会によるコンバージェンスの完了した概念フレームワークが公表されるであろう。そこにおいて、実質優先性は草案通りに表現の忠実性に内含され、継承されるものと予測される。一方、国内をみれば、ASBJから正式に公表されるであろう概念フレームワークにおいて、実質優先性は形式的には比較可能性に内包される特性として位置づけられることになりそうである。いずれのフレームワークも草案や討議資料の段階であり、正式なものではない。したがって、正式な公表を待ち、改めて検討する必要がある。また、ASBJの示す、複数の事象に対する実質優先性の適用における比較可能性と表現の忠実性の関係については、さらなる整理、検討が必要であろう。

会計情報を作成するにあたって、取引の経済的実質を重視することが求められているが⁴²⁾、この経済的実質とは具体的には何を意味するのであろうか。この点について若干の整理をし、今後の検討課題を示す。

一般に財務報告の目的は、企業の生み出す将来キャッシュフローの予測に役立つ情報の提供にあるとされている⁴³⁾。とすれば、財務報告において表現すべき取引の経済的実質とは、将来キャッシュフローにかかわる情報であり、経済的実質の忠実な表現とは将来キャッシュフローにかかわる情報を忠実に表現することと捉えられる。事実、ASBJが公表した討議資料では、「実質が同じ、すなわち、企業の将来キャッシュフロー（の金額、タイミング、不確実性）が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合⁴⁴⁾」との表現があり、経済的実質とは、具体的には将来キャッシュフローであることが示唆されている。

冒頭でも述べたようにリース資産のオンバランス化、連結の範囲への支配力基準の適用などは、経済的実質を会計情報へと適切に表現することを目的として整備されたものである。しかし、経済的実質としての将来キャッシュフローの測定には不確実性を伴うことが少なくない。研究開発費の発生時費用処理や自己創設のれんのオフバランスなど、測定可能性の問題から、経済的実質すなわち将来キャッシュフローの忠実な表現を放棄してるケースもある。

今後の課題としては、経済的実質を会計情報として表現することの効果および影響について検討するために、実質優先性の適用事例および適用の見送り事例を取り上げ、会計情報の有用性といかなる関連性をもつのかを実証的に分析する必要がある。

42) 例えばASBJ [2006] (13頁)を参照。

43) 例えばASBJ [2006] (8頁)やFASB [1978] (para.37) (平松・広瀬 [2002], 28頁)を参照。

44) ASBJ [2006], 12頁。

〈主要参考文献〉

- ・ American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board [1970], *APB Statement No.4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA (川口順一訳 [1973]『アメリカ公認会計士協会 会計原則』, 同文館) .
- ・ American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Objectives Study Group [1973], *Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements: Objectives of Financial Statements*, AICPA (川口順一訳 [1976]『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』, 同文館) .
- ・ 醍醐聰 [1985], 「財務会計基準の形成原理」『会計』第128巻第4号, 1985年10月, 16-33頁.
- ・ Financial Accounting Standards Board [1978], *Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念(増補版)』, 中央経済社) .
- ・ Financial Accounting Standards Board [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念(増補版)』, 中央経済社) .
- ・ Financial Accounting Standards Board [1997], *Special Report, The Framework for Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB (財)企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』, 中央経済社) .
- ・ Financial Accounting Standards Board [2006], *Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB.
- ・ 広瀬義州・間島進吾編 [1999], 『コンメンタール国際会計基準 I』, 税務経理協会.
- ・ International Accounting Standards Board [2007], *International Financial Reporting Standards*, IASB.
- ・ International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- ・ 企業会計基準委員会 [2006], 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』, 企業会計基準委員会.
- ・ 企業監査事例研究会 [1986], 「経済実質優先思考の再確認」『会計ジャーナル』第18巻第13号, 1986年12月, 86-89頁.
- ・ Meyer, P. E. [1976], *A Framework for Understanding 'Substance Over Form' In Accounting* *n The Accounting Review*, Vol.51, No.1, pp80-89.
- ・ 中島省吾 [1980], 「リース会計と実質優先思考 -国際会計基準公開草案に関連せしめて」『企業会計』第32巻第12号, 1980年12月, 13-19頁.
- ・ 太田康広 [1996], 「オフバランス問題と実質優先ルール -リースと金融派生商品の相違点-」『税経通信』第51巻14号, 1996年11月, 164-172頁.
- ・ Rutherford, B. A. [1988], *Doctrine of Substance Over Form*, Certified Accountant Publications Limited.
- ・ 斎藤静樹編著 [2002], 『会計基準の基礎概念』, 中央経済社.
- ・ 斎藤静樹編著 [2007], 『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」(第2版)』, 中央経済社.
- ・ 徳賀芳弘 [2004], 「会計基準設定における姿勢の変化」, 山地秀俊編著『アメリカ会計不正とその分析』, 神戸大学経済経営研究所, 1-22頁.